

土砂災害警戒区域等指定図(その1)



(1/200,000)

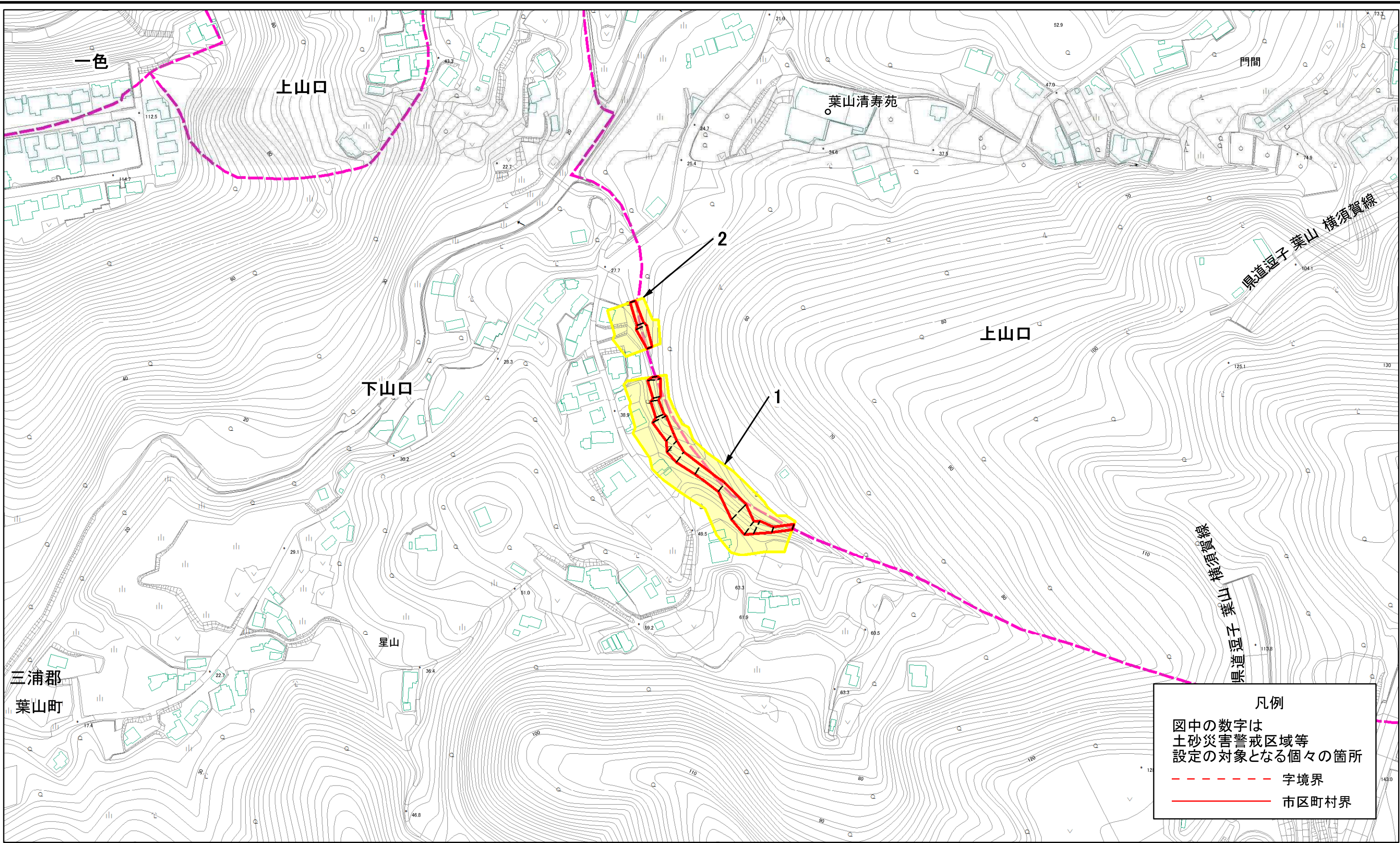


(1/25,000)

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
位置図

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	301-H21-075
箇所名	下山口3
所在地	三浦郡葉山町下山口及び上山口

土砂災害警戒区域等指定図(その2)



凡例

図中の数字は
土砂災害警戒区域等
設定の対象となる個々の箇所

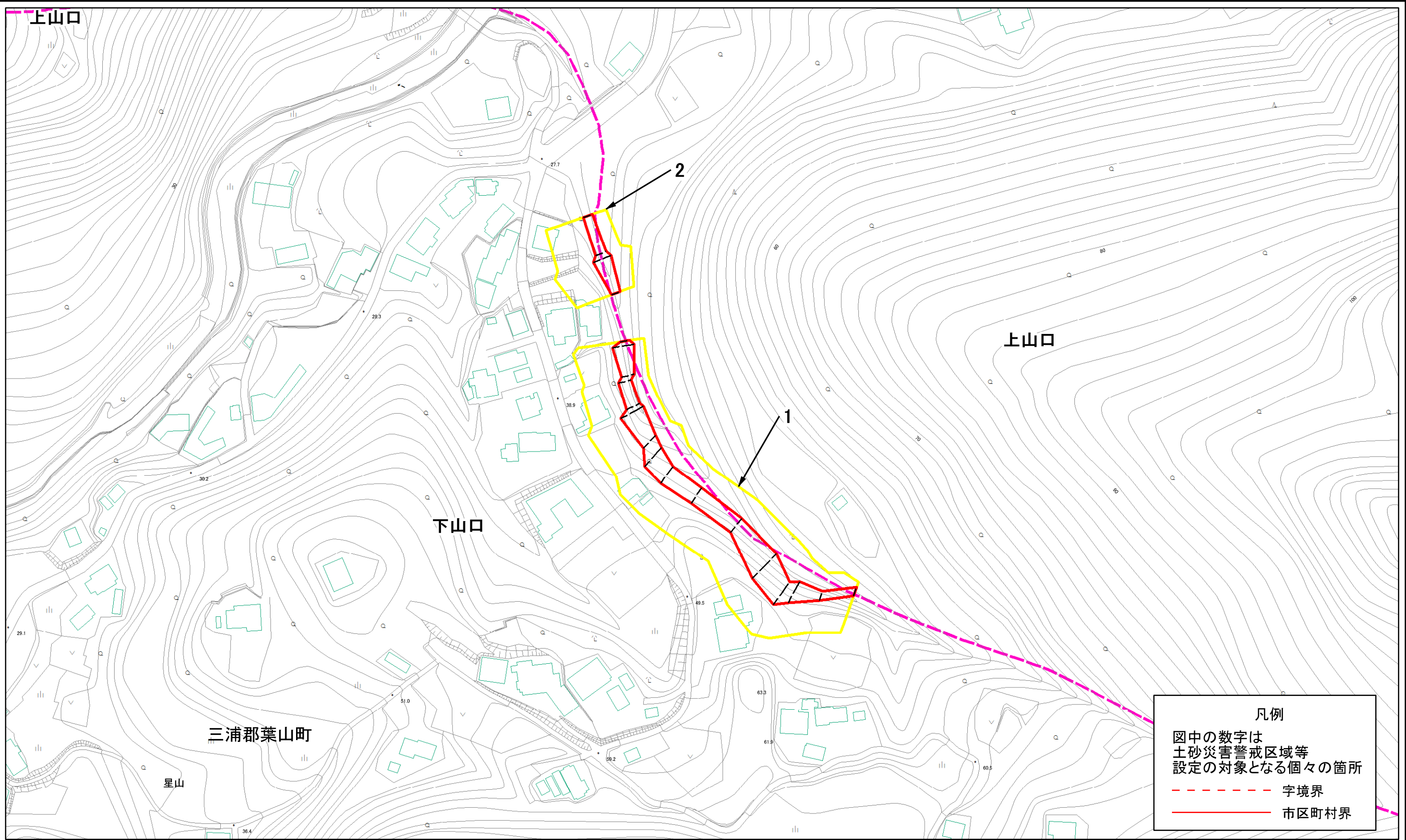
----- 字境界

—— 市区町村界

0 25 50 100
m

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:2,500	自然現象 の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	301-H21-075
	土砂災害防止法 施行令第三条の 基準に該当する 区域			告示番号	神奈川県告示第154号	箇所名	下山口3
	土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、 土砂等の移動による力が100kN/mを超える区域			告示年月日	令和3年3月19日	所在地	三浦郡葉山町下山口及び上山口
	土砂等の堆積の高さが3mを超える区域						
それ以外の区域							

土砂災害警戒区域等指定図(その2-1)

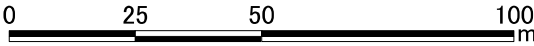
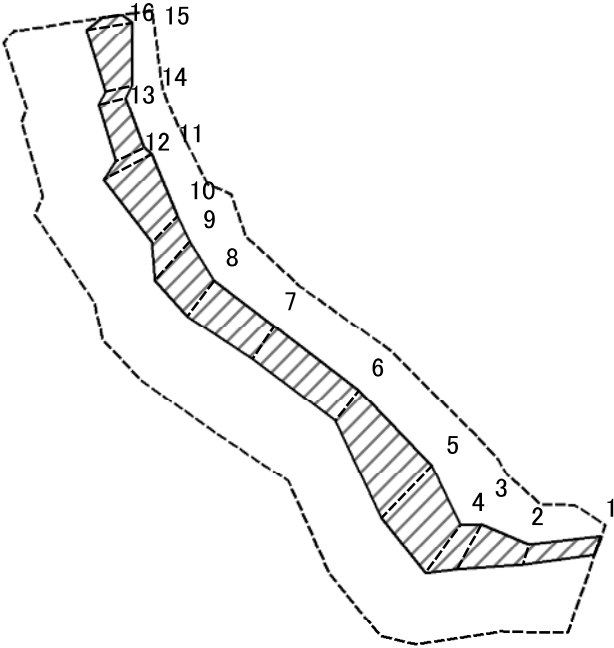


凡例
図中の数字は
土砂災害警戒区域等
設定の対象となる個々の箇所
----- 字境界
—— 市区町村界

0 25 50 100
m

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:1,500	自然現象 の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	301-H21-075
	土砂災害防止法 施行令第三条の 基準に該当する 区域			告示番号	神奈川県告示第154号	箇所名	下山口3
	土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、 土砂等の移動による力が100kN/mを超える区域			告示年月日	令和3年3月19日	所在地	三浦郡葉山町下山口及び上山口
	土砂等の堆積の高さが3mを超える区域						

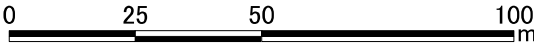
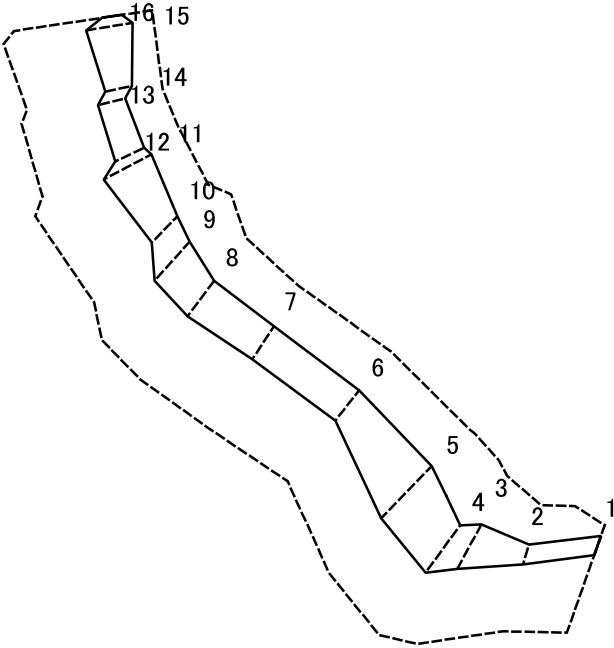
土砂災害警戒区域等指定図(その2-2)



図中の数字は横断測線番号を示す

土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			N 縮尺 1:1,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	301-H21-075-1
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域			告示番号	神奈川県告示第154号	箇所名	下山口3-1
		それ以外の区域			告示年月日	令和3年3月19日	所在地	三浦郡葉山町下山口及び上山口

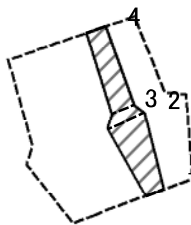
土砂災害警戒区域等指定図(その2-3)



図中の数字は横断測線番号を示す

土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域				自然現象 の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	301-H21-075-1
	土砂災害防止法 施行令第三条の 基準に該当する 区域	土石等の堆積の高さが3mを超える区域			告示番号	神奈川県告示第154号	箇所名	下山口3-1
		それ以外の区域		縮尺 1:1,500	告示年月日	令和3年3月19日	所在地	三浦郡葉山町下山口及び上山口

土砂災害警戒区域等指定図(その2-2)

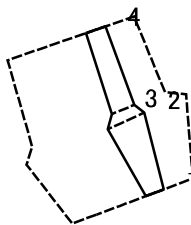


0 25 50 100
m

図中の数字は横断測線番号を示す

土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			N 縮尺 1:1,500	自然現象 の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	301-H21-075-2
	土砂災害防止法 施行令第三条の 基準に該当する 区域	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、 土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域			告示番号	神奈川県告示第154号	箇所名	下山口3-2
		それ以外の区域			告示年月日	令和3年3月19日	所在地	三浦郡葉山町下山口及び上山口

土砂災害警戒区域等指定図(その2-3)



0 25 50 100
m

図中の数字は横断測線番号を示す

土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域				自然現象 の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	301-H21-075-2
	土砂災害防止法 施行令第三条の 基準に該当する 区域	土石等の堆積の高さが3mを超える区域			告示番号	神奈川県告示第154号	箇所名	下山口3-2
		それ以外の区域		縮尺 1:1,500	告示年月日	令和3年3月19日	所在地	三浦郡葉山町下山口及び上山口

